

日本棋院棋士採用規程

平成30年8月7日改定

本規程は、公益財団法人日本棋院が棋士を採用する方法、年齢、人数と採用後の棋士の資格等を定める。本規程は「総則」及び「細則1～細則6」から成る。

総 則

第1条 (目的)

公益財団法人日本棋院は、囲碁界の発展のために、日本棋院が管理運営する棋戦に参加資格を有する日本棋院所属の棋士を毎年4月1日付で採用する。

第2条 (採用種別)

採用棋士の種別は、正棋士、女流特別採用棋士、女流特別採用推薦棋士、外国籍特別採用棋士とする。なお、本規程における「外国籍」とは、囲碁先進国・地域〔日本、中国(中華人民共和国)、韓国(大韓民国)、

台湾(中華民国)、北朝鮮(朝鮮民主主義人民共和国)〕以外の国籍を指す。

第3条 (採用棋士)

棋士の採用は、院生で所定の成績を収めた者、あるいは採用試験で所定の成績を収めた者で、審査会にて承認された者とする。

第4条 (採用試験受験資格)

(1)日本棋院の院生で、所定の成績を収めた者は、それぞれの所属でその受験資格を有する。

(2)院生以外の受験者(外来受験者)で棋譜審査に合格した者は、採用試験に参加することができる。

(3)外来受験者は原則として日本国籍を有する者とする。但し、日本棋院の院生経験者および日本の義務教育課程(小学校および中学校)を修業した者を除く。

(4)外国籍で受験希望する者のうち、受験者の属する国で、当該国がプロ団体組織を有する国〔現時点においては、中国(中華人民共和国)、韓国(大韓民国)、台湾(中華民国)、を意味する〕以外の外国籍受験者の場合には、外国人登録証明書を取得してから出願締切日までに6ヶ月以上経過し、その間は日本に在住していた者に限り、個別に常務理事会で参加の可否を判断する。

(5)日本棋院以外の国内外プロ団体〔現時点においては、関西棋院、および中国(中華人民共和国)、韓国(大韓民国)、台湾(中華民国)のプロ団体を意味する〕から囲碁棋士段位を取得したことがあると日本棋院が判断した者は受験することができない。なお、この参加の可否は、個別に常務理事会で判断する。

第5条 (採用試験受験方法)

外来受験希望者は、棋譜審査の上、採用試験を受験することができる。

(1)受験希望する場所(東京本院・関西総本部・中部総本部いずれか一箇所)に棋譜審査料を添えて、所定の期日までに申し込むこと。但し、関西総本部、中部総本部は外来試験を隔年毎に行うものとする。

申し込みの際は次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

①棋士採用試験願書

②戸籍謄本もしくは抄本と住民票、または在日外国人登録証明書

③履歴書(写真貼付)

④健康診断書

⑤最近の自戦棋譜2通

(2) 棋譜審査に合格した者は、所定の期日までに受験料を添えて申し込むものとする。

第6条 (採用年齢)

棋士の採用年齢は次の通りとする。

(1) 棋士として採用する者の年齢は、男女共に採用時に23歳未満とする。

(2) 外国籍の院生は、(日本棋院院生制度規定第9条の付則1参照) 特例措置がある。

第7条 (採用人数)

棋士の採用数は、毎年度、正棋士5名と、女流特別採用棋士1名の計6名とする。

採用人数の内訳は下表の通りとする。なお、平成35年度以降についても同様とする。

	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度
正棋士	5名						
(東京本院・夏季採用)	(1)※	(1)※	(1)※	(1)※	(1)※	(1)※	(1)※
(東京本院・冬季採用試験)	(2)	(2)	(2)	(2)	(2)	(2)	(2)
(関西総本部採用試験)	(1)※	(1)	(1)※	(1)	(1)※	(1)	(1)※
(中部総本部採用試験)	(1)	(1)※	(1)	(1)※	(1)	(1)※	(1)
女流特別採用棋士	1名						
合計	6名						

※は院生のみの試験

注：女流特別採用推薦棋士、外国籍特別採用棋士の採用については、第9条に記載

第8条 (採用棋士の所属)

(1) 東京本院で採用された者の所属は東京本院となるが、本人の希望があれば、関西総本部、中部総本部とすることを認める。

(2) 関西総本部、中部総本部で採用された者は、7年間所属を移動することができない。

第9条 (特別採用棋士の資格等)

女流特別採用棋士、女流特別採用推薦棋士、外国籍特別採用棋士の資格等は次の通りとする。

(1) 特別採用棋士は同段位の正棋士が参加できる棋戦に参加できる。

(2) 女流特別採用棋士、外国籍特別採用棋士が所定の成績を収めて三段以上に昇段した場合は、翌年度4月1日付で正棋士三段以上に資格を変更する。

女流特別採用推薦棋士が所定の成績を収めて四段以上に昇段した場合は翌年度4月1日付で正棋士四段以上に資格を変更する。(昇段については日本棋院対局管理規定に基づく)

(3) 特別採用棋士が公式棋戦(細則5 第1条 注1)で優勝または特に優秀な成績を収めた場合は、「細則5」にて、同段位の正棋士に資格を変更する。

(4) 特別採用棋士の日本棋院における席次は同段位の正棋士の下位とする。

(5) 特別採用棋士に棋士給与は支給されない。また、棋士第二年金のみ加入となる。

(6) 特別採用棋士の棋戦対局料は「細則6」に定める。

第10条 (見直し)

本規程は、原則として5年毎に見直すこととする。

常務理事会で判断した場合は必要に応じて見直しを行う。重要な変更に関しては、一年以上の経過処置を取る。

「日本棋院棋士採用規程」細則1
正棋士採用

第1条 (目的)

日本棋院は本規程の「総則」および「細則1」に基づき、正棋士を以下の通り採用する。

第2条 (採用人数)

正棋士の採用人数は、毎年度5名とし、その内訳は以下の通りとする。

- (1) 東京本院の夏季採用は、東京本院院生のうち4月、5月、6月の研修で総合成績1位の者を採用する。採用された者は、翌年4月1日の正式採用までの期間を試採用期間として、特別採用棋士に準じて棋戦への参加を認める。但し、その間の資格は、試採用棋士とする。

<総合成績の決定について>

- ① 4、5、6月の研修成績の順位合計が少ない者。
- ② 同率の場合1位をとった回数が多いものを上位とする。
- ③ 回数が同数の場合は、Aクラスでの勝星が多い方を上位とする。
- ④ 上記規定に沿っても、同率の場合は、決戦とする。

- (2) 東京本院の冬季採用は、採用試験により上位2名を採用する。
 (3) 関西総本部は採用試験により、上位1名を採用する。
 (4) 中部総本部は採用試験により、上位1名を採用する。

「日本棋院棋士採用規程」細則2
女流特別採用棋士

第1条 (採用目的)

囲碁普及活動の増進と女流専門棋界の拡充による囲碁界の発展を目的として、本規程の「総則」および「細則2」に基づき、女流特別採用棋士を採用する。

第2条 (資格と責務)

女流特別採用棋士の資格は「総則」第9条に定める。なお、女流特別採用棋士は日本棋院の普及事業への協力を責務とする。

第3条 (採用人数)

女流特別採用棋士の採用人数は、毎年度1名とする。

第4条 (採用試験の開催場所)

採用試験が開催される場所は、東京本院とする。

第5条 (受験資格)

- (1) 女流特別採用棋士採用試験は、正棋士採用試験の終了後に実施し、上位1名を女流特別採用棋士として採用する。
- (2) 女流特別採用棋士採用試験を受験できる者は日本棋院の女子院生および女子外来者（院生経験者を含む）とする。

<採用試験実施に関する本戦推薦者内規>

- ① 本戦推薦者の選出方法

本院及び関西・中部総本部とも、院生師範の判断で選出。（本院・各総本部とも最大2名）

② 本戦推薦者

・東京では、「院生研修 11 月期の終了時点の成績が B クラス以上」を目安に判定し推薦する。
(最大 2 名)

・大阪・名古屋では、直前の 2 ヶ月の成績の上位者を原則とする。(各最大 2 名)

③ 合同予選と本戦の参加人数

合同予選への院生参加は、推薦者を除いて上位 6 名までとする。

本戦は、合同予選の突破者 6 人と、本院及び各総本部の推薦者(各最大 2 名)とする。
合計で、6 名～12 名とする。

④ 適用開始時期

平成 22 年度採用試験から適用する。

「日本棋院棋士採用規程」細則 3

女流特別採用推薦棋士

第 1 条 (採用目的)

囲碁普及活動の増進と女流専門棋界の拡充による囲碁界の発展を目的として、女流特別採用推薦棋士を採用することができる。

第 2 条 (資格と責務)

女流特別採用推薦棋士の資格は「総則」第 9 条に定める。なお、女流特別採用推薦棋士は日本棋院の普及事業への協力を責務とする。

第 3 条 (推薦採用)

女流特別採用推薦棋士の採用は、院生師範が推薦する院生および院生経験者を対象とする。
推薦基準については次の通りとする。

- (1) 東京本院において同一年度内(12 月～翌年 2 月までを除く)に院生研修 A クラスに 5 ヶ月以上在籍した者。
- (2) 東京本院冬季採用試験本戦において勝率 5 割以上の成績を挙げた者。
- (3) 上記(1)及び(2)に準ずる成績を収め、且つ将来を嘱望され所属の院生師範全員の推薦があつた者。

「日本棋院棋士採用規程」細則 4

外国籍特別採用棋士

第 1 条 (目的)

囲碁の国際的な普及の増進を目的として、本規程の「総則」および「細則 4」に基づき、優秀な外国籍の院生および院生経験者を外国籍特別採用棋士として採用することができる。

第 2 条 (外国籍)

本規程において、外国籍の者に囲碁先進国・地域〔日本、中国(中華人民共和国)、韓国(大韓民国)、台湾(中華民国)、北朝鮮(朝鮮民主主義人民共和国)〕の国籍を有する者を含まない。

第 3 条 (資格と責務)

外国籍特別採用棋士の資格は「総則」第 9 条に定める。なお、外国籍特別採用棋士は日本棋院の海外および国内の普及事業に積極的に協力することとする。

第 4 条 (推薦採用)

外国籍特別採用棋士の採用は、院生師範が推薦する外国籍の院生および院生経験者を対象とする。

採用については5、6年に1名の見通しに基づき、他の規定の採用数と別に考慮する。なお、院生師範の推薦にあたっては次の条件を目安とする。

- (1) 研修態度、生活態度が共に良好で、囲碁に対する熱意が高いこと。
 - (2) 研修期間が3年程度の場合にはaまたはb、その他の場合はcの条件を満たすことを目安とする。
 - a. 棋士採用試験の本戦で勝率5割以上の成績
 - b. 棋士採用試験の本戦に2回以上出場し相当な成績
 - c. 棋士採用試験の本戦および研修手合において継続的に相当な成績
 - (3) 採用年齢は、本規程「総則」第6条に定める通りとし、特別の場合に限り例外が認められる。
-

「日本棋院棋士採用規程」細則5 棋戦成績に基づく特別採用棋士の資格変更

第1条（細則）

本規程の「総則」第9条第3項および「細則5」に基づき、特別採用棋士が公式棋戦（注1）で優勝または特に優秀な成績を収めた場合は、翌年度4月1日付で同段位の正棋士に資格を変更する。
注1 公式棋戦とは日本棋院が公式と認定した棋戦。

第2条（見直し）

前条について、形態変更等があった場合はその都度見直すこととする。

「日本棋院棋士採用規程」細則6 特別採用棋士の対局料

第1条（細則）

特別採用棋士は棋戦に正棋士と同様に参加できるが、対局料の一部については正棋士と異なる。
本規程の「総則」第9条第6項および「細則6」に基づき、特別採用棋士の対局料を定める。

第2条（対局料）

特別採用棋士の棋戦対局料を、同段位正棋士の対局料基準に基づいて次の通りとする。

- (1) 棋戦で最下位の予選に参加する場合、初戦の対局料を基準の1/2の金額とする。
- (2) 2戦目以降の対局料は基準の全額（正棋士と同等）とする。
- (3) 棋戦で最下位より上位の予選に参加する場合の対局料は、初戦から基準の全額（正棋士と同等）とする。

第3条（試採用棋士の対局料）

本規程の「細則1」第2条第1項による試採用棋士について、棋戦対局料は本規程に基づく特別採用棋士の対局料と同じとする。